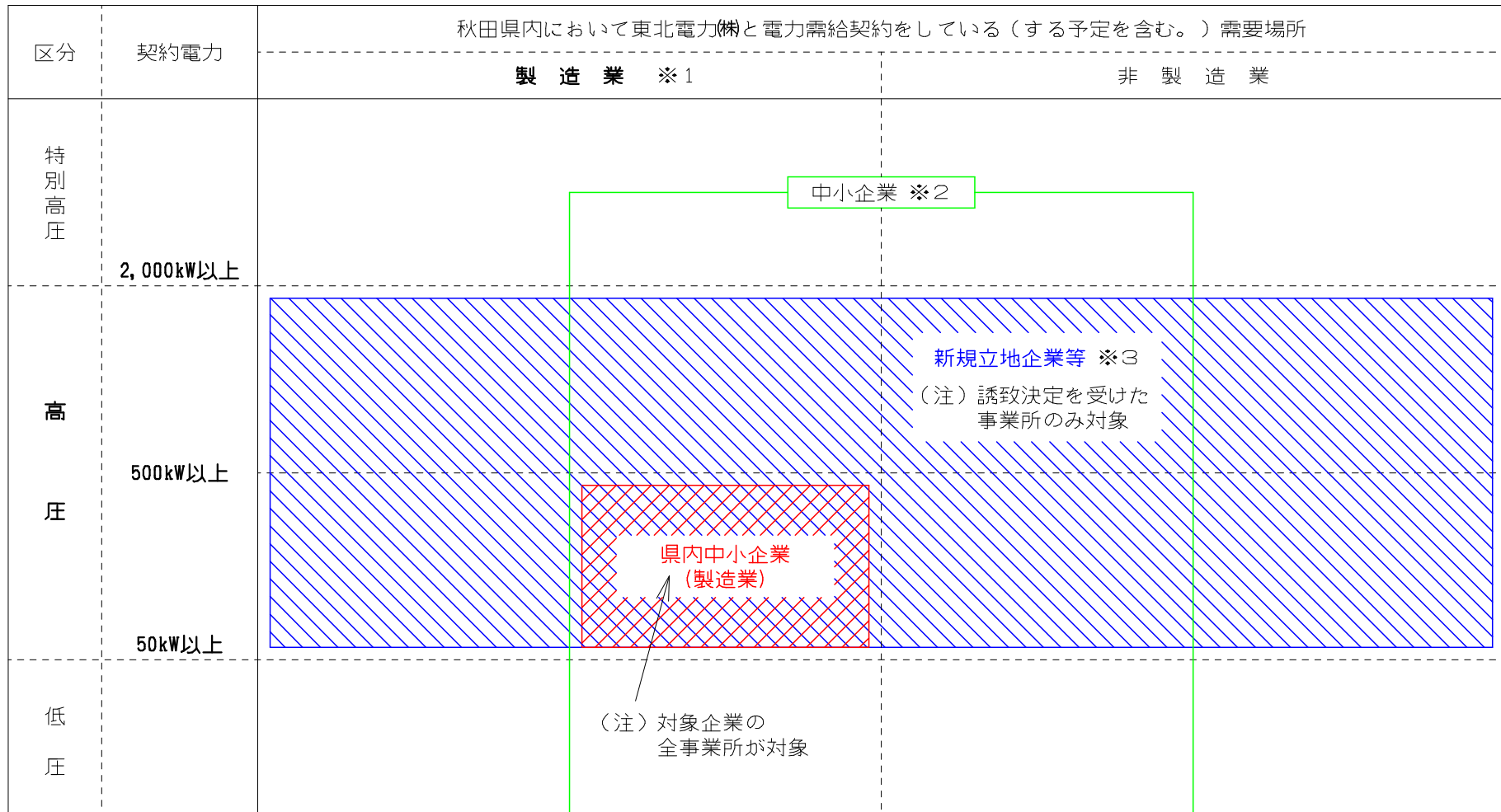


『あきたEネ!』の適用範囲図

平成29年11月20日
秋田県公営企業課



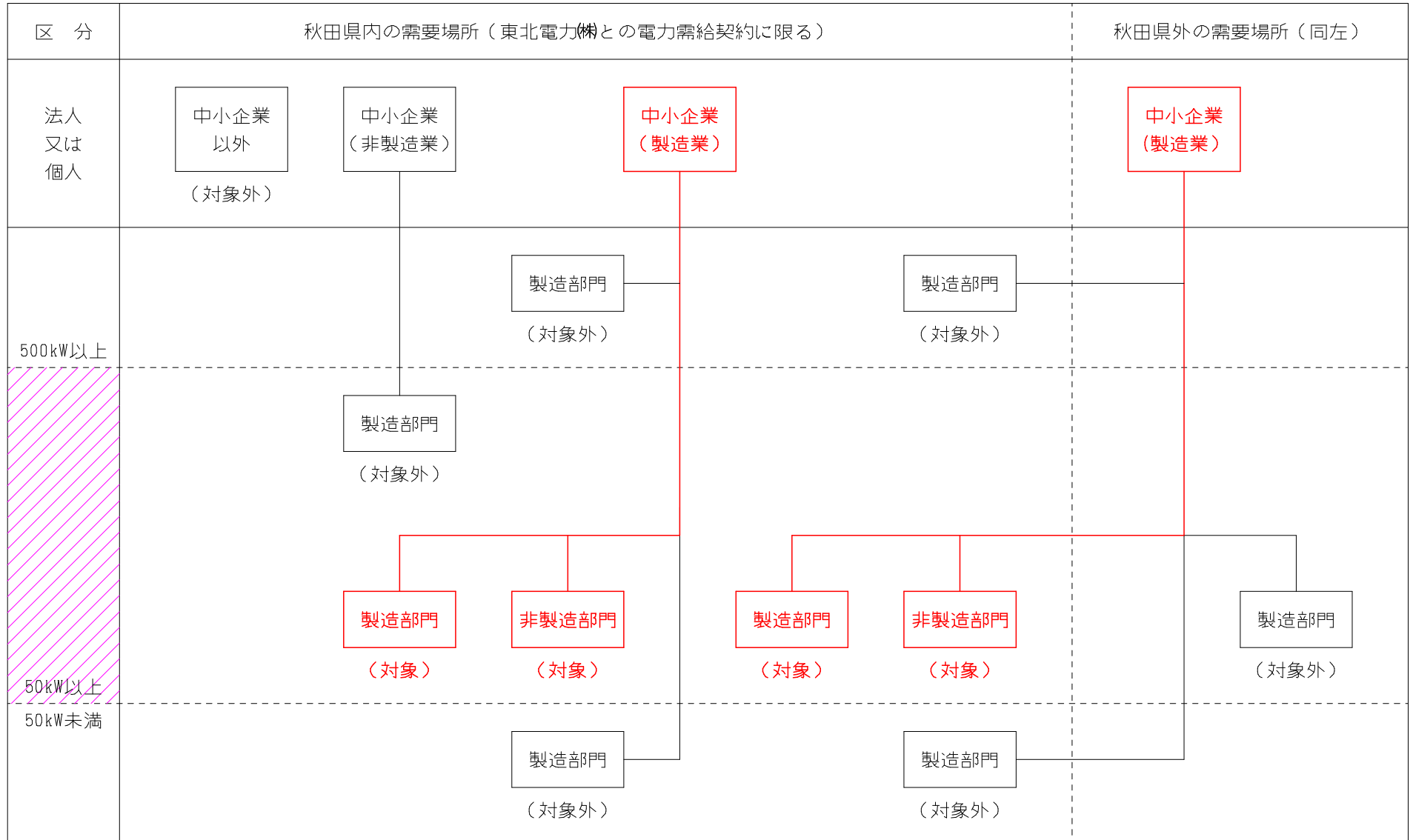
※1 日本標準産業分類(平成25年10月改訂。平成26年4月1日施行)で定める産業のうち、大分類E「製造業」に該当する企業。

※2 中小企業基本法(昭和38年法律第154条)の適用を受ける中小企業者。

※3 秋田県内に事業所を置く、又は事業を拡大する企業のうち、秋田県又は県内各市町村から誘致決定を受けている事業所であって、
操業開始(予定)日が平成29年9月29日以降であること。

「県内中小企業」の適用範囲図

平成29年11月20日
秋田県公営企業課



「新規立地企業等」の適用範囲図

平成29年11月20日
秋田県公営企業課

区分	新規			新増設	既存
法人 又は 個人	新規 立地企業	新規 立地企業	新規 立地企業		県内 中小企業 ※ 以前、立地した 誘致企業を含む。
2,000kW以上	誘致認定 (対象外)			誘致認定 (対象外)	既存部分 (対象外)
50kW以上		誘致認定 (対象)		誘致認定 (対象)	既存部分 (対象外)
50kW未満			誘致認定 (対象外)	誘致認定 (対象)	既存部分 (対象)
			誘致認定 (対象外)	誘致認定 (対象)	既存部分 (対象外)

※ 適用対象は、秋田県内において東北電力㈱との電力需給契約をしている（する予定を含む。）需要場所に限る。

『あきたEネ!』のスケジュール

平成29年11月20日
秋田県公営企業課

年 月 区 分	平成29年度					平成30年度					平成31年度		
	1 1	1 2	1	2	3	4	5	~	2	3	4	~	3
<p style="color: red;">県内中小企業（製造業）</p>													
受付期間													
適用期間													
<p>※ 他社からスイッチングの場合、 4月からの適用開始に間に合わない場合があります。</p>													
<p style="color: red;">新規立地企業等</p>													
受付期間													
適用期間（最長）													
適用期間（最短）													